

市民オンブズマンわかやま

ニュース NO71

発行責任者 畑中 正好 発行日 2009年1月19日
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767
http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

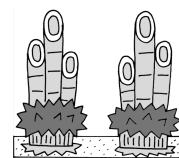
あけましておめでとうございます

代表 松井和夫



暗い世の中を

明るくするために行動しよう！



今年、どのような年になるのでしょうか。明るい材料があまり見当たりません。

昨年までの8年間は魔の8年ともいわれ、歴史の歯車が逆転したかのようでした。国際情勢、貧困層の増大、医療・福祉の後退、雇用不安定・・・。

こへ、昨年経済危機が起きました。そのしわ寄せは、もろに社会的弱者、経済的弱者に押し寄せ、毎日のニュースを見るのがとても辛く、紙くずのように労働者を使い捨てにする企業や、その制度を作った政治家に腹が立ちます。

昨年、またもや全国的に組織的な不正経理が発覚し、和歌山も例外ではありませんでした。10数年前に13億円余りの裏金作りが発覚し、その時に二度とこのようなことが起こらないよう万全を期した「ハズであったのですが・・・。ここでも

歴史の歯車が逆転したのでしょうか、それとも組織的な不正経理は陰で続けられていたのでしょうか。いずれにしても怒りを感じずにはおられません。

怒るだけでは事態は好転しません。何か自分でできることを実行しましょう。労働者を使い捨てにするような企業の製品は絶対買わない。制度を改善するような政治家には票を入れない。不正を見つけたら追及する。汚れたリーダーは支持しない。いくらでもやれることはあります。何か良いことをすることで気持ち

で、たくさんの方が行動することで、実際に世の中が明るくなるのです。

日本の政治リーダーはこの危機に、どうも頭の中には増税と選挙の票読みしかありません。和歌山のリーダーも本気で不正経理を徹底調査し、不正を根絶する気はないようです。

悲観的ムードが漂うこの時こそ明るく元気を出して、不正を正させることをはじめ、さまざまな行動をすることが重要ではないでしょうか。

県・不正経理問題

全庁・全支出金調査等を申し入れ



知事 直接の文書回答拒否し見解示さず

会計検査院の調査で不正経理が発覚したことから私達は、昨年二月二十一日、仁坂吉伸知事に対し全庁調査など6項目の申し入れを行いました。

文書による返答を求めた申し入れに対する知事の見解は、出納局長から架電があったものの知事からの直接の文書回答はなく、回答を拒否するというものでした。

会計検査院から指摘された不正経理は、2009年度～09年度の5年間に総額7938万円（事業費ベース）に及んでいたというものです（詳細は前号の2）

3ページをご参照ください。申し入れは、「今後、二度とこのような事態が起こることのないよう万全を期す」として「改善策」を策定した1997年当時の不正支出から今回、再び不正経理が発覚したことをあつてはならないことと重く受け止め、知事が出納局に指示した平成19、20年度の補助金事業についてののみ

の調査では不十分と考えて行ったものです。すなわち、物品購入の不正の手法である業者への「預け金」や発注とは異なる商品を納入させる「差し替え」などは、真実の取引とは異なる公文書を作成して行っているという虚偽公文書作成の犯罪行為であり、組織的に行っていないわけばできない不正であり、そのような不正支出

が、補助事業の支出金のみにとどまっていたなどということはあり得ないと考えられたからでした。

申し入れた内容は、全庁調査を行うこと
県費の支出も調査すること
指摘のあつた2002年度以降を対象とする

調査は知事を責任者とする調査委員会を設置して行うこと
調査委員に庁外の第三者（県民）を加え、権限も与えること
調査経過と調査の原資料を破棄せず公開すること

の6項目でした。これらは、真に不正

を根絶させるといふ県の願いからすれば、必要不可欠な内容です。

しかし、知事は、私達の要望を黙殺し、申し入れに対する見解すら文書回答しなかったのです。
このような誠意のない知事の対応では、県の公金支出に信頼を与えられないといえます。



岸本県議の選挙カー代金の監査結果

13万7700円全額の返還を勧告

岸本県議ら勧告に従いすでに全額返還

昨年12月1日に、私達が10月2日に行っていた住民監査請求の監査結果があり、岸本健県議の選挙カー代金について、全額の返還の措置を講じるよう知事に勧告しました。

すでに、岸本県議らは、その全額を県に返還。

なお、私たちの住民監査請求において、監査委員らが示した全額の返還措置勧告は、初めてのことで、

私達が行った住民監査請求で返還を求めたのは、選挙カー代とその運転手代でした。しかし、提出後に運転手代については、返還があり、内容的には選挙カー代のみが残っていました。

山4000わ652をレンタルカー会社から借り上げ、岸本県議に選挙カーとして貸し出したとしており、岸本県議も、西本自動車から同車両を借り受けたと

している。

しかしながら、岸本県議に貸したとする同選挙カー車両（和歌山4000わ652）を西本自動車から借りていた

同選挙カー代について監査委員らは、監査手続きの調査で、西本自動車は車両（和歌山4000わ652）を西本自動車から借りていた

監査委員ら初の返還措置勧告

めだが、同車両を借り受けた事実を確認できな

実には、選挙カー代として受領していた公金13万7700円の全額を県に返還。これにより、岸本県議の選挙公費負

かった。

よって、公金請求のため提出されている選挙カー賃貸借契約書に記載されている車両内容が事実と相違するとして、選挙カー車両代金として支出した代金の返還を勧告しました。

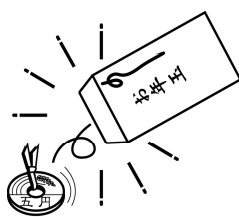
もっとも、結果的には、全額の返還が認められた形ですが、監査請求書で私達が主張した、レンタルカーの又貸し利益を得る行為は違法とする点などについては認められません。

その後、岸本県議らは、選挙カー代として受領していた公金13万7700円の全額を県に返還。これにより、岸本県議の選挙公費負

担に関する追及は終了しました。

これまでの私達の追及により、岸本県議らに、選挙公費負担金として受領していた4経費の上限額計120万6190円のうち、4経費計9万1690円（ポスター作成代金はその一部、それ以外の運転手雇用代、燃料代と、この選挙カー代金は、いずれもその全額）を返還させました。

なお、岸本県議が使用したとしていた車両は角田秀樹県議が使用していました。



県単独支出金にも 不正支出金あった それでも調査を終結



阪谷 それで厳しい調査が必要と。

畑中 そうです。再びですからね。前回のときの調査は副知事がキヤップとなって行いました。それで、前回より厳しく調査するためには、前回キヤップであった副知事より

上長の知事が行うべきと
考えて要望したのです。

阪谷 ところが、今回は出納局長だった。

畑中 出納局長だと副知事より上長とはいえないです。その上、県内部の者のみによる調査では、信頼が与えられません。

井上 なるほど。それで庁外の第三者を調査委員会に加えることも要望したのですか。

畑中 そうです。

迫間 調査対象も問題ですよ。

畑中 ええ。会計検査院が調査の対象とした02年度～06年度の5年間の県費

の支出を対象にした全庁調査を要望しました。

迫間 会計検査院の調査が国の補助事業に関する支出のみが対象だったからですね。

畑中 そうです。県費の支出は、調査されていません。

井上 それじゃあ、その5年間の県費の支出を調査することはあたりまえのこと、ですよ。

畑中 しかし、追加調査には、その5年間の対象になっていません。

迫間 何故調査しないのでしょうか、知事は。

阪谷 幕引きですよ。不正にきびしいと、少しは期待もあったのに、残念です。

畑中 むしろ、許し難いことですよ。

迫間 不充分とはいえ、追加調査で分かったことも検討しませんか。

畑中 分かりました。発表によると、国費の不正支出としては、08年上期分には存在せず、07年度のみは事業費ベースで約1502万円あったようです。そのうち、国費分が約739万円です。

迫間 消耗品、旅費、賃金の支出ですね。

畑中 そうです。

阪谷 県単独事業費の不正支出金もあったように聞いていますが、それは……

畑中 ええ。ありました。消耗品費に、計約31万7千円あったとしており、うち08年上期分約1万5千円、07年度分が約30万2千円だったとしています。

井上 とすると、旅費と賃金の県単独支出金には不正がなかったということですか。

畑中 いえ。そうとまでは一概にみなされないでし

よう。国庫補助事業分しか調査の対象にしていませんから。

井上 消耗品だけは県単独支出金も調査したというのですか。

畑中 その点分りにくいのですが、県は、集中調達物品（消耗品費で支出がなされたもの）の調達実績を調査の対象にしたとしており、国庫補助事業分に限らず対象にしたと言うことのようにです。しかし、単独支出金すべてを調査したとまでは言っていない。

阪谷 それに、外部の目で検証していない。

井上 ふ……ん。そうなのですか。でも、県単独支出金に不正支出金があったことは明らかに問題ですよ。それは金額の多寡に関わらないのと違いますか。

迫間 今回の調査で県単独支出金に不正支出金があ

県の不正経理問題や入札制度改革を問う

私達の6項目の要望を無視

不十分な調査で不正経理問題に幕引き

会員、読者のみなさん

みなさんにおかれましては、健やかに新年を迎えられたことと存じます。

昨年引き続き、不正経理の調査活動や県議の政務調査費の返還を求める裁判などが、今年の課題です。

今年も、精一杯がんばる所存ですので、ご協力の程どうぞよろしくお願い致します。

阪谷 今年はどんな年になりそうですか。畑中さん。もちろん、私達の活動をめぐってですが。畑中 監視活動が緩められる年であるとよいのです

が……。迫間 そうもいかないかと。畑中 ええ。井上 あれでしょう。昨年暮れに発覚した不正経理問題。私も昨年、全庁調

査の申し入れに同行しました。申し入れに対する見解、知事は文書回答を拒否したそうです。まったくけしからん。

畑中 出納局長から電話がありました、回答は拒否すると言いました。

阪谷 電話では、それだけだったのですか。

畑中 いや。それ以外にも出納局長は、12月1日に公表した調査結果を県のサイトにアップしているの、それを見てほしいとも言っておりまして。井上 それは、申入書を提

出する前に知事が指示していた独自の追加調査に関する結果なのでしよう。

阪谷 私達は、知事その指示では不十分と考えて申し入れを行ったのでしたよね。

畑中 そうです。

迫間 不十分と考えられた点を少し詳しく述べてくれませんか。

畑中 10年数年前の97年に約13億5千万円もの不正支出金が明らかになつて、二度とこのようなことが起こらないよう改善策が遂行されてきたはずなのです。にもかかわらず、今回の不正が明らかになつて。そうすると、あの調査と改善策はなんだったのか。この間不正が継続して行われていた疑いが充分にあり、その間の支出を前回以上の体制でチェックさせる必要がある、との思いからです。



すれば、最低制限価格を設けずとも可能といえます。

阪谷 まったくです。

迫間 予定価格（入札を許す上限価格）の事後公表はいつからしたのですか。

畑中 それは、昨年のも中甸からでした。1億円以上の公共工事について、ですが。

阪谷 最低制限価格を事後公表にしても、予定価格が事前公表だと、最低制限価格が推測されるというようなことを理由にしていきました。

畑中 頭から価格の低いのは悪いと考えているように、落札業者が最低制限価格よりも少しでも儲けが多くなるよう、考えてあげているとしか思えませんね。業者の方ばかり向いていると思いますよ。

井上 平均落札率も後退す

るでしょうね。

阪谷 私はね、もつと心配するのはね、談合の復活です。それも官側が関与した。

畑中 分かります。秘密にした予定価格の漏出と、その見返り賄賂のやり取りが危惧されるからでしょう。

阪谷 そうです。金を渡しても、入札前に知りたいたいと思う業者が出てくるとは充分予想されることですから。

迫間 危険はあっても、見つからなければよいと、思う人もあり得ることも予想されます。

阪谷 事後公表にしたことで、不正に職員が巻き込まれる危険がはらむ制度に、逆戻りしたということ、ですよ。

井上 職員も気の毒に。

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

この間、10月28日に裁判が行われました。この日、最後の一人の元議員の主張がなされ書面が提出され、これにより元・現議員全員の主張があったこととなります。また、相手方の主張に伴う証拠書類も一部提出されました。今後は、相手方が主張に伴う証拠書類を提出、当方の反論に対する反論などがなされる予定になっています。

次回は、1月27日午後1時30分からの予定です。

* この間に裁判がありませんでしたので、前号の記事を再掲しました。

県の入札制度改革

予定価・最低制限価格 事前公表から事後公表に

つたのだから、過去の県単
独支出金にも不正支出があ
るとみなされることが証明
されたようなこと、だから
ですね。

井上 そうです。
迫間 それにもかかわらず、

知事は、これ以上調査は
しないと言うのですか。
阪谷 そんな、けしからん。
畑中 怒りたくもなりません

価格の漏出と見返り賄 賂が危惧される制度に

阪谷 話変わりますが、昨

年、入札制度に関する予

定価格や最低制限価格の
公表の仕方が変わりました。
入札する前にそれら

の価格が事前に公表され
ていたのが、入札後の事
後公表にしたようです

が、これは問題じゃない
ですか。
畑中 問題どころか、大問
題とっていいいでしょ
う。考えると心中穏やか
ではいられません。

井上 ほうー。それはまた
どうしてですか。
畑中 端的にいうと入札制

度の後退と言わざるを得
ないからです。
阪谷 そうですよ。
畑中 これまでの談合追及
で私達は、最低制限価格
の撤廃と予定価格の事前
公表を求めてきました。

事前公表になったのは、
これまでの追及の成果と
言っても言い過ぎではな
いのです。
阪谷 安くてよい物を作る、
この点もありました。
畑中 そうです。安くてよ
い仕事をしてもらって、
公金の無駄遣いを省くこ
とも大切な視点です。
迫間 いつから後退したの
ですか。

畑中 昨年の6月からです。

まず、入札を許す下値で
ある最低制限価格を一定
の公共工事に設けて、事
後公表にしたのです。

迫間 そうした理由、分か
りますか。

畑中 工事の品質確保やダ
ンピング防止のためと説
明しています。

阪谷 予定価格と最低制限
価格を設けて、非公表に
していた昔の時代に、そ
の制度を正当化していた
理由と同じじゃないです
か。

畑中 そうです。

阪谷 しかし、工事の品質
確保というか、手抜き工
事の防止は、落札価格を
設けることで防げるもの
ではありません。その理
由はまやかしですよ。高
値で落札しても、手抜き
する者はするのです。

井上 最低制限価格を設け
ることと、手抜き工事の
防止や品質確保とは因

果関係がないと。

阪谷 そうですよ。畑中
さん。

畑中 ええ。阪谷さんのお
っしゃるとおりです。

阪谷 最低制限価格を設け
ることでダンピングは確
かに防げるでしょうが、
これまでは最低制限価格
でもうま味があると言わ
れていました。

畑中 確かに、その点も問
題です。公費の無駄を省
く、安くて質のよい工事
をとという視点で考えるな
らば、価格が安くて、品
質が確保できて、下請け
業者などにしわ寄せを許
さなければよい訳です。
そんなシステムというか
チェック体制などを強化



当面の予定

- 1月19日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 1月27日 PM 1:45 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟第7回裁判
- 1月28日 PM 6:00 ~
第5回全員会議
- 2月23日 PM 4:00 ~
編集会議
- 3月16日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 3月17日 AM 10:15 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟第8回裁判
- 3月25日 PM 6:00 ~
第6回全員会議

次回会員会議のご案内

日 時 1月28日(水)午後6時～
場 所 和歌山市勤労者総合センター
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい